平成３０年（フ）第３９号
新潟県長岡市岩田4230番地
債務者　有限会社建築工房マルト
代表者代表取締役　丸山まゆみ
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　直樹
4　破産債権の届出期間　平成30年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月15日午前11時10分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第６７６号
札幌市北区新琴似９条７丁目３番５号　ＳＫ72―201号
債務者　八木　　実
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７７号
札幌市北区新琴似９条７丁目３番５号　ＳＫ72―201号
債務者　八木友茂子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７４５号
札幌市東区本町１条７丁目１番７号　モアナロイヤル601―３号
債務者　今野　宗夫
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７９８号
札幌市西区発寒４条７丁目４番40号　メイプルコート208号
債務者　田村美保子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７２号
札幌市東区北48条東２丁目１番21号　レスト麻生102号
債務者　福田　博之
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９７号
札幌市中央区南８条西17丁目３番18―502号
債務者　村上　夏枝（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９０８号
札幌市手稲区曙４条３丁目１番５―201号
債務者　水口　政幸
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９２３号
北海道恵庭市柏木町３丁目５番２―Ｂ号
債務者　池田　新一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０７号
釧路市芦野２丁目16番１号
債務者　田畑　　智
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１１６号
釧路市大楽毛２線172番地の103
債務者　板鼻　正明
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１０８号
埼玉県入間市大字小谷田1390番地　池ノ下６―204
債務者　奥田　茂美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１９７号
埼玉県富士見市上沢１丁目９番２―103号、前住所埼玉県富士見市針ケ谷１丁目30番地７
債務者　上村　浩史
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７２号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1377番地76　サンハイム102号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1377番地70　プリンス若葉301号
債務者　杉本　成代
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３１９号
埼玉県坂戸市芦山町４番地14　マンション稲穂403号室
債務者　福島　　清
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部